

「森里海の市」出店要綱

令和5年4月1日改訂

第1条（目的）

森はあらゆる生命を生み出し、人々は里を開墾し農産物を育て、川を流れた森の滋養は海に豊かな漁場をつくります。森里海が連なるこの循環の中から、自然の恵みを育む生産者の言葉は、日々の暮らしを見つめなおすきっかけを与えてくれます。

「森里海の市」は、生産者や消費者のつながりを育むことで、暮らしの学びや、森里海とつながる機会を取り戻し、未来へつないでいこうとする場です。

第2条（内容）

阿武町産・北浦産・山口県産の農林水産物の販売、農林水産物を使った加工品の販売、キッチンカーでのフードやお菓子などの飲食物の販売提供、手芸品、工芸品の販売。その他体験・ワークショップなど。

※いずれも事務局による内容審査を行う。

第3条（開催日）

原則として毎月第4日曜日、開催時間は10時～15時とする。開催予定はSNS等で随時発表する。

※天候や新型感染症状況等により日程は変更になる場合がある。

第4条（出店料）

出店料を各開催日当日に実行委員会事務局へ現金で支払うものとする。

出店料は、売上の5%分とし、イベント終了後に提出いただく「売上報告書」に基づき算出する（99円以下切り捨て）。

第5条（出店申込）

出店の申し込みは、この出店要綱の内容を必ず確認し、道の駅阿武町HPに掲載の申し込みフォームより申し込むこと。その後実行委員会にて内容審査会を行い、申込締切後3営業日以内に事務局より各申込者へ審査結果を連絡し、それを踏まえ正式に出店決定とする。また申込多数の場合は抽選となるため、その場合も同様に申込締切後3営業日以内に事務局より連絡する。

【問い合わせ先】

（株）あぶクリエイション（道の駅交流イベント実行委員会事務局）

TEL：08388-2-0355 担当：富田

【申込先】

道の駅阿武町HPに掲載の下記申し込みフォームより申し込むものとする。

<http://www.abucreation.com/topics/> 「森里海の市」出店申し込みのご案内/

※HP掲載の申し込みフォーム上での申し込みが難しい場合は、下記方法でも受け付ける。いずれも出店申込書・誓約書に記入の上、「道の駅交流イベント実行委員会」宛てとすること。

- ・FAXの場合：08388-2-0366
- ・メールの場合：road-station.abu@haginet.ne.jp

第6条（出店条件）

以下の要件にすべて該当することを条件とする。

- (1) 第1条及び第2条の内容にあった出店であること。

※実行委員会で内容の審査を実施する。

- (2) 出店の際には原則として実行委員会が貸し出すテントを使用すること。

①通常出店の場合は、貸出テーブル等で販売を行う出店形態を基本とする。

②車両出店の場合は、テントの下に出店者自身が持ち込んだ車両（軽トラック）を駐車し、その荷台で販売を行う出店形態を基本とする。

ただしキッチンカーで出店する場合はその限りでない。

【※使用するテントについて】

使用するテントは3m×3mの青色とする。

キッチンカーで出店する場合はテントの貸出しを受けなくてもよいが、出店スペースは一般的な駐車場1区画分程度の広さとする。

- (3) 店舗レイアウト・陳列・POP等については、イベント全体の雰囲気統一感ができるように工夫すること。また、会場の雰囲気を大きく損なう大型看板やのぼり、装飾品等は禁止とする。
- (4) イベントについて、SNSなどで情報発信を行い集客に積極的に協力すること。
- (5) 暴力団関係者、および同団体に関係する個人、団体でないこと。

第7条（その他注意事項について）

以下のことを注意事項とする。

- (1) 生産者・加工販売者・消費者がつながる場所を目指しているため、イベントにお越しいただいたお客様と笑顔で積極的に関わること。
- (2) ご自身のお店はどこにあるのか、普段どこで商品が買えるのかなど、POPやパンフレット等でお客様へPRすること。
- (3) 出店者の配置については、出店内容を考慮して実行委員会が決定とする。
- (4) 出店に際しては、感染症対策の徹底を図り、お客様の通行の妨げ、また他出店者の妨げとならないよう配慮すること。
- (5) 飲食店営業に関する臨時飲食店営業許可等、保健所へ申請が必要な出店内容に関する申請は各自で行うこと。その場合、営業許可の写しと販売品目一覧を開催日1週間前までに実行委員会事務局へ提出すること。
- (6) アルコールを販売する場合、各自で税務署へ「期限付酒類小売業免許届」を申請し、1週間前までに実行委員会事務局へ許可証の写しを提出すること。
- (7) 当日の会場設営と片付けは関係者全ての者が参加すること。
会場設営は9時から、朝礼を9時30分から、片付けを15時から行う。
- (8) 会場は禁煙とする。喫煙する際は道の駅内の指定の喫煙場所で行うこと。
- (9) 出店者は、出店及び食品販売行為等に関して発生した事故・苦情に対してすべての賠償責任を負うものとする。
- (10) 故意または過失により貸し出し備品を破損した場合は、自己負担で弁償していただく場合があることを了承すること。
- (11) 電気を使用する場合は、発電機、バッテリー等を持参すること。
出店者で用意が難しい場合は、1口 ¥1,000で利用可能とする。
- ※容量に限りがあるため、必ず事務局に使用機材について事前に相談すること。

- (12)火器・ガスの使用について、事務局からの貸し出しは行わない。
使用する場合は、機材（ガスコンロ、ガスボンベ、IH、ストーブ、炭、薪等）と箇所数を
出店申込書に明記し、消火器を自前で用意すること。（消防法の定めにより、消防署
への事前の届出が必要なため。届出は事務局側でまとめて行う。）
- (13)会場の水道は使用不可とする。使用する場合は、ポリタンク等を自前で用意すること。
- (14)音楽やBGMを流すことは禁止とする。
- (15)片付けの際に、各自の出店スペース周辺の清掃を必ず行うこと。
- (16)出店に際して出たゴミを会場で捨てることは禁止とする。出店者自身でゴミ袋等を用
意し、責任を持って持ち帰ること。
- (17)イベント終了後、所定の書式による売上報告書を提出すること。（売上報告書の様式は
出店者決定連絡の際に送付する。）
- (18)その他実行委員会の指示に従うこと。
- (19)出店の応募をもって、当出店要綱の内容に同意していることとみなす。

第8条（各出店者準備物）

以下のものを出店者は準備するものとする。

- ①車両（軽トラックまたはキッチンカー）※車両出店の場合
- ②陳列のレイアウトに必要なもの（テーブルクロス、木箱、かご等）
- ③テーブル
- ④椅子
- ⑤店の看板、POP、パンフレット等の宣伝物
- ⑥釣銭、領収書等
- ⑦ゴミ袋（店舗内で出たゴミの処分等）
- ⑧掃除道具（ふきん、ほうき、ちりとり等）
- ⑨店頭でのコロナ感染対策のための必要物品（マスク、アルコール手指消毒等）
- ⑩消火器（火器・ガスを使用する場合のみ）
- ⑪その他、出店に応じて必要なもの

第9条（事務局準備物）

以下のものを事務局が準備するものとする。

- (1) 開催必需品
- ①テント（3m×3mの青色をひとつ）
 - ②テント用のウエイト 10kg（テント1つにつき8つ）
 - ③カラーコーン（車両進入禁止用）
 - ④イベント用ポスター
- (2) 貸し出し可能備品 ※数に限りがあるため事務局に確認すること
- ①テーブル（W1830×D750×H740） ※1出店者につき1台
 - ②A型看板（板面：縦835×横380※マグネット対応） ※1出店者につき1台
 - ③電源ドラム（有料貸し出し分）

第10条（荒天等によるマルシェ開催可否）

天候など諸般の事情により中止する場合は、前日の18時までに道の駅阿武町HP・
Facebookに掲載する。出店者や関係者にはメール等で連絡する。

上記に関わらず状況が変化した場合には急遽開催を中止とする場合があるため、その際には
出店者や関係者にはメール等で連絡する。